大企業
中堅企業
中小企業・小規模事業者

Go To商店街事業

３密対策等の感染拡大防止対策を徹底しながら、商店街がイベント等を実施することにより、周辺地域で暮らす消費者や生産者等が「地元」や「商店街」の良さを再認識するきっかけとなる取組を支援します。

各地域で、消費者や生産者との接点を持つ「商店街」が、率先して「地元」の良さの発信や、地域社会の価値を見直すきっかけとなる取組を行い、地域に活気を取り戻していくことを通じて商店街の活性化につなげることがねらいです。

【対象事業者】
特定の商店街等(商店街その他の商業の集積)の活性化につながる取組を実施できる商店街組織等＊
＊商店街組織(任意団体含む)、商工会、商工会議所、温泉街、飲食店街、民間事業者(DMO、まちづくり会社(中小企業に限る))等　※それぞれ、設立経過年数等の要件を設定

【対象事業】
・消費者や生産者が、地元や商店街の良さを再認識するきっかけとなるような商店街イベント等の実施（オンラインを活用したイベント実施も含む）
・地域の良さの再発見を促すような、新たな商材の開発やプロモーションの制作

【事業実施個所】
申請者の所在エリア及び隣接するエリア*
・オンラインイベント、商材開発、プロモーションの場合はエリアの制限はなし
＊イベント実施により、申請者の所在エリアへ直接の来街があり、活性化が見込めるエリア

【対象経費】
イベント等を実施するために必要な経費
※イベント等実施のみに使用されることが特定・確認できるものに限る
※出演費等の一部の経費については、経費毎の限度額、限度割合等の要件を設定

300万円（税込330万円）×申請者数
＋500万円（税込550万円）（２者以上で連携し事業を実施する場合に限る）
※ただし、１申請あたりの上限額は1,400万円（税込1,540万円）

【公募期間】
・通常募集　令和２年10月30日（金）～（予算がなくなり次第、終了）
※令和２年12月１日（火）～ 令和３年２月14日（日）に開始する事業

申請の方法や書類については、以下のURLからご確認ください。

【詳細・お問合せ先】 Go To 商店街事務局
0120-304-060（10:00～18:00）（12月以降の土日祝日は除く）
https://gotoentry.meti.go.jp/

①経営相談
②資金繰り
③給付金
④設備投資・販路開拓
⑤経営環境
⑥税等